

平成21年度5月補正予算編成要領

我が国経済は、実体経済の悪化が金融の一層の不安定化を招き、それが、さらなる実体経済の悪化を招くという経済の「底割れ」のリスクが急速に高まりつつある。府内経済をみても、生産面では、生産指数の低下、所定外労働時間の減少、雇用面では、求人倍率の低下、完全失業率の上昇など、景気は急速な悪化が続いている。

政府においては、国民生活を取り巻く社会経済情勢の深刻な悪化に対応するため、昨年夏以来、数次にわたる対策を講じてきており、さらに今般、景気の底割れ回避と日本経済の構造的な脆弱性の克服を図るため「経済危機対策」を策定し、これに関連する過去最大規模の政府補正予算案が国会に提出されたところである。

本府としても、政府において対策が講じられる趣旨を踏まえ、また、事業の実施に伴う地方負担に対して地方財政措置が講じられることも考慮して、財政再建プログラム案に掲げた「収入の範囲内で予算を組む」、「将来的にも財政健全化団体にならない」という目標を達成するため財政規律を堅持しつつも、可能な限りの対策を講じる必要がある。

こうした状況を踏まえ、国が講じる施策の内容が明らかになったもので、本府として緊急に措置しなければならないものについて、下記の諸点に留意しつつ、補正を行うこととする。

記

1 迅速な対応

「経済危機対策」の具体的な内容について情報収集に努め、追加的な対策が緊急に必要で、予算として具体化が可能なものについて、要求すること。

なお、当初予算で措置した施策を十分活用し、既定経費で対応できるものについては、補正を待つことなく迅速な実施を図ること。

2 施策の重点化

- (1) 当初予算編成時と同様の視点で施策効果を見極め、府自らの主体的な判断によって、事業選択を行うこと。

(2) 府政の喫緊の課題に対応するため来年度以降に実施を予定している事業であって、「経済危機対策」の中で講じられる交付金等の活用によって前倒し実施が可能なものについては、積極的な活用を検討すること。

3 財政規律の堅持

「経済危機対策」の中で講じられる交付金等は臨時特例の措置であり、「粗い試算」で示すとおり、府財政の収支見通しが大変厳しい状況であることを踏まえ、後年度負担が発生するものについては、適切に見通しを立てた上で、実施の検討を行うこと。

なお、政府の「経済危機対策」に対応して5月補正で措置できなかった事項についても、国が講ずる施策の具体的内容が明らかになった段階で、あらためて検討を行うこととする。